

令和元年 11 月 5 日

第 11 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 12 号

令和 元年 第 11 回 定例会

日時：令和元年 11 月 5 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	木 村 健
	教 育 推 進 部 副 参 事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真 砂 中 央 図 書 館 長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	渡 部 雅 弘
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

令和元年  
第 1 1 回教育委員会定例会

令和元年 1 1 月 5 日（火）午後 2 時  
場 所 教育委員会室  
議事録署名人 田嶋幸三委員

第 1 議案の審議

- 第 4 6 号議案 「親子で楽しむクラシック みんなのことば BX ホールシリーズ Vo1.8 大切な人へ伝えよう！みんなのクリスマスコンサート inBX ホール」の後援名義の使用承認について
- 第 4 7 号議案 「ワークショップコレクション」の後援名義の使用承認について
- 第 4 8 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第 4 9 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 5 0 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 5 1 号議案 文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について
- 第 5 2 号議案 文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について

第 2 報告事項

- (1) 平成 3 0 年度文京区一般会計歳入歳出決算（教育局）について (資料第 1 号)
- (2) 令和 2 年度重点施策について (資料第 2 号)
- (3) 文京区教育委員会教育指針の策定について (資料第 3 号)
- (4) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について (資料第 4 号)
- (5) 魚沼移動教室及び岩井臨海学校の今後について (資料第 5 号)
- (6) 平成 3 0 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第 6 号)
- (7) 育成室の設置について (資料第 7 号)
- (8) 文京区立千石児童館の指定管理者の評価結果について (資料第 8 号)
- (9) 文京区立図書館の指定管理者の評価結果について (資料第 9 号)
- (10) 文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について (資料第 10 号)

第 3 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第11回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、清水委員が欠席。そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、田嶋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

議案の審議に入ります前に、本日の会議運営についてお諮りしたいと思います。

報告事項の資料第10号、文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果についてでございますが、議案の第51号及び第52号に関連する内容となっております。そのため、当該議案の審議に入る前に、資料第10号をご報告させていただきます。その上で、議案説明、審議を一括して行い、その後、採決を議案ごとに行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

## 第1 議案の審議

第46号議案 「親子で楽しむクラシック みんなのことば BX ホールシリーズ Vol.8 大切な人へ伝えよう！みんなのクリスマスコンサート inBX ホール」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入ります。本日は7件です。

初めに、第46号議案「親子で楽しむクラシック みんなのことば BX ホールシリーズ Vol.8 大切な人へ伝えよう！みんなのクリスマスコンサート inBX ホール」の後援名義の使用承認について、この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第46号議案、「親子で楽しむクラシック みんなのことば BX ホールシリーズ Vol.8 大切な人へ伝えよう！みんなのクリスマスコンサート inBX ホール」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人みんなのことば。

代表者は、渡邊悠子でございます。

事業名は、「親子で楽しむクラシック みんなのことば BX ホールシリーズ Vol.1.8 大切な人へ伝えよう！みんなのクリスマスコンサート inBX ホール～うたと四重奏で感じるありがとうのものがたり」。

令和元年 12 月 21 日の開催を予定しております。

実施場所は、文化シャッター BXホールでございます。

本事業は、演奏を聞くなどの体験を通じて、子どもの心と感性を育てること及び親子で参加することによりコミュニケーションをとる機会の一助とすることを目的とするものでございます。

対象は、区内の 0～6 歳の子どもとその家族。

参加費は、親子ペアで 2500 円です。

このほか、資料といたしまして、2～3 ページに事業計画書、4 ページに予算書、5～16 ページに定款、17 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 大分前に、無料ではない催し物で教育委員会が後援する、結構金額がかかる取り組みのとき、そうした経済的な負担ができない家庭の子どもたちが参加できないことについて、どう対応するかを議論した記憶があります。これは親と参加するから 2500 円でいいということになるんですかね。そういう 2500 円を払って行けない親子のための対応を区のほうで考えるとかいうことはなくていいのかな。いつもいつもそうしたらどうかというのは、私もわからないんですけど、その辺はどうでしょうか。

○教育総務課長 こちらにつきましては、まず会場使用料が、企業の CSR 活動ということで無償で提供いただいているということがありまして、演奏する方がプロの演奏家ということで、通常だとかこういった金額では到底鑑賞できないものを、こういった活動ですので、かなり低廉な料金設定にしてやっているということでございます。確かにそれでも、そういった参加費については、もしかしら出費としては大きいものかなと思いますが、そういったことがありまして、純粋な民間の営利を目的としたものから比べると、この料金設定もかなり低廉に抑えられているのではないかなと私ども事務局としては考えておりますので、ぜひ鑑賞していただければと考えているところでご

ございます。特別にそのためにということは、事務局としては、そういった考えは今のところ持っているわけではございません。

○教育推進部長 3年ぐらい前の後援名義の議論のときに、そういったお話をいただきまして、申請いただいたときにそういった方への配慮をしてくださいますとか、一定無料のご招待とかお願いできないかということで、事務局で事前に調整は図ったところですが、今、教育総務課長が申し上げましたように、金額的には負担が大きくなってしまいうんですが、実際に演奏される方等を考えると、どうしてもこの団体としては無料のご招待等は難しいということで、こういった形になっています。事業内容としては後援するのにふさわしいかなということで今回提案させていただきました。

○加藤教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第47号議案 「ワークショップコレクション」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 次、第47号議案「ワークショップコレクション」の後援名義の使用承認について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第47号議案、「こどものためのワークショップ博覧会ワークショップコレクション」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人CANVAS。

代表者は、石戸奈々子でございます。

事業名は、「こどものためのワークショップ博覧会 ワorkshopコレクション」。

令和2年3月21日～3月22日の開催を予定しております。

実施場所は、墨田区に2022年4月に開校予定の(仮称)情報経営イノベーション専門職大学でございます。

本事業は、子どもたちの創造の場、学びの場をふやし、子どもたちの表現の場を社会へ広めることを目的とするものでございます。

対象は、未就学児から小学生。

参加費は、無料。一部のワークショップでは材料費が有料となります。

このほか、資料といたしまして、2～9ページに事業計画書、10ページに予算書、11～21ページに定款、22ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第48号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○加藤教育長 続きまして、第48号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、こちらについて、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第48号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日より施行される改正地方公務員法により、会計年度任用職員制度の新設及び臨時的任用職員の要件が厳格化されたことに伴い、臨時的任用職員に係る規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

臨時的任用職員が病気休暇を承認され勤務しない場合について、現行は給与を減額することと規定をしていますが、本規定を削除するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、本案につき、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよ

ろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第49号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

○加藤教育長 続きまして、第49号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました議案第49号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、令和元年9月定例議会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正したことに伴う規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

改正地方公務員法により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、令和元年9月定例議会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正し、期末手当の対象から、「支給基準日前1月以内に成年被後見人又は被保佐人に該当し失職した職員」を削除しました。このことに伴い、本規則において当該職員に係る記載を削除するものです。

施行期日は、令和元年12月14日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今のご説明で、地方公務員法の改正について、成年被後見人になった場合の失職という規定がなくなったということでもいいんですか。成年被後見人になっても幼稚園職員が失職しないということになったということですか。

○教育指導課長 既に条例は改正されておりますけれども、地方公務員法の中の欠格条項に、今まで成年被後見人または被保佐人というのがあったわけですが、そこは削除になったということで、そのことのみをもって失職にはならないということでございます。

○坪井委員 欠格事由にもならなくなっているんですか。そうすると、極端な話、成年被後見人になっても幼稚園の教員として採用され得るという意味なんですか。

○教育指導課長 そのことのみをもって欠格とはならないということですが、実際に、例えば勤務



として耐え得るかどうかというところは別の判断になるかと思えます。

○加藤教育長 条例のほうの説明も、前回かその前の教育委員会でしていますので、その関係です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第50号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○加藤教育長 続きまして、第50号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第50号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第49号議案と同様、令和元年9月定例議会にて幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正したことに伴う規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、勤勉手当の支給対象から「支給基準日前一月以内に成年被後見人又は被保佐人に該当し失職した職員」が削除されたことに伴い、本規則より、当該職員に係る記載を削除するものです。

施行期日は、令和元年12月14日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。先ほどの案件と一緒にですから、よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件について、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

**第 5 1 号議案 文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について**

**第 5 2 号議案 文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について**

○加藤教育長 続きまして、51号議案と52号議案になります。先ほどお諮りしましたとおり、審議に先立ちまして、資料第10号、文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果についての報告をしたいと思います。真砂中央図書館長、お願いいたします。

○真砂中央図書館長 それでは、真砂中央図書館より、資料第10号に基づきまして、文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果につきまして、ご報告いたします。

図書館の指定管理者制度は平成22年度から行われておりますが、これまで平成22年度から26年度までの第1期、平成27年度から平成31年度となる令和元年度の第2期まで、各5年間、合計10年間行われてまいりましたが、来春、令和2年度から次期の第3期分について、先日の10月30日に行われた第2回指定管理者選定委員会において指定管理者が選定されたものでございます。

資料第10号のまず1をご覧くださいと思います。募集の内容は、区内8館2室を、真砂中央図書館を除き2グループに分け、Aグループは小石川図書館を初めとした5施設、Bグループは本郷図書館を初めとした4施設、それぞれについて公募を行ったものでございます。

2の選定結果でございますが、Aグループは株式会社図書館流通センター、Bグループはヴィアックス・紀伊國屋共同事業体でございます。この両者は、現在のA、Bグループの指定管理を請け負っており、引き続きとなります。

3、指定の期間といたしましては、来春、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

4、募集の方法は、公募によりましたが、A、B両方のグループとも1団体のみの応募でございました。

裏面に参ります。5の選定の方法でございますが、募集要項、業務要求水準書及び専門部会設置要領に基づき、運営方針、運営管理体制、人員の配置、利用者対応、事業計画などについて、書類審査としての一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の合計得点により、候補者選定を行ったものでございます。

6、選定の結果でございます。得点につきましては、記載のとおりでございます。

最後に7、選定の経過でございます。ことし7月9日に第1回の選定委員会を開催し、募集・選定の方法の決定を行った後、8月10日に募集要項を公表いたしました。その後募集をいたしまして、9月5日、希望する事業者への施設見学を行いました。以降、募集の期間を設けた後、10月2日に募集を締め切り、専門部会における一次、二次審査を経て、その結果について、10月30日第

2回選定委員会で候補者が決定したものでございます。

報告は以上でございます。

○加藤教育長 続きまして、第 51 号議案「文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について」、第 52 号議案「文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について」、こちらをあわせて提案説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 51 号議案、文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定及び第 52 号議案、文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を一括してご説明申し上げます。

この 2 案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。

第 51 号議案の文京区立小石川図書館を初めとする 4 館 1 室の指定管理者の指定につきましては、東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号の株式会社図書館流通センターとするものでございます。

次に、第 52 号議案の文京区立本郷図書館を初めとする 3 館 1 室の指定管理者の指定につきましては、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体とするものでございます。

代表者は東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号の株式会社ヴィアックス、構成員は東京都目黒区下目黒三丁目 7 番 10 号の株式会社紀伊國屋書店東京営業本部でございます。

指定の期間につきましては、両案とも、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 資料第 10 号及び第 51 号、52 号議案の説明について、ご意見等ございますでしょうか。

○坪井委員 指定管理者が、例えば 1 つの図書館を管理するとした場合に、今一体どのような管理がなされているのか、概要を教えてくださいませんか。職員がどのくらいいて、どういう管理をされているのか。

○真砂中央図書館長 まず 2 グループに分かれておりまして、それぞれにおいて、カウンター業務として、貸出、返却、レファレンス等や、施設の維持管理のために行う金額 30 万円までの補修であるとか、そういったものを実施しております。

全館の人数は、後ほど報告いたします。

○坪井委員 どの本を購入するかとか、並べ方をどうするかというのはこの管理者の仕事じゃな

いんですか。

○真砂中央図書館 本の購入、選定につきましても行っております。ただし、各館において単独でやるのではなくて、例えば一般書であれば、一般書担当同士の、真砂中央図書館に区職がおりますので、その中で調整などを行いながら、選書等を進めていくという方法をとっております。

○坪井委員 並んでいる書物の内容などは、各図書館によって、個性があるというか、独自性があることになるのでしょうか。

○真砂中央図書館長 文京区の図書館は、23区のほかの図書館と比べて特色がございます。ケースとしては中央図書館を設置しまして、その分館があるというケースが見られますが、文京区では昔から中小規模の図書館を徒歩1キロ圏ぐらいに配置している。個々の中規模館で、図書館蔵書の分類、例えば総記は0門、哲学は1門とって複数に分類できますが、それを担当館という形で、分類の担当館が資料をそろえるという形をとっております。

○坪井委員 ということは、それぞれの図書館のそういった個性の方針は区のほうで決めて、それに従って指定管理者が本を集めていくという感じになるのでしょうか。

○真砂中央図書館長 基本的にはそうです。事業者のほう勝手に買わないで、統一的に見ていくということがございます。

○坪井委員 先ほどの選定結果は、1社ずつしかなかったということで選定のしよがあつたのなかという気がしますが、価格点というところを見ると、ほかのところは、満点が幾らに対して審査点幾らと出ているんですが、価格点だけが24点というのは、価格がよほど高かったという意味なんですか。

○真砂中央図書館長 価格点は、我々の当初予定していた基準にかなり低いものであると、価格点がどんどん高くなる。逆に近づいていくと、だんだん低くなっていきます。この事業者自体も、過去数年間この事業に携わっておりますので、そういった価格というものを一定把握した上で、また、現在図書館の業務がほぼほぼ人件費にいくものもありますし、その人件費の高騰などもあって、こういったことになったのかなと考えております。

○坪井委員 予定されたものに近かったということ。超えたわけじゃなくて。

○真砂中央図書館長 超えてはおりません。それと、もう1つが、最初から、公募の入り口の段階から1社ずつしか来なかったというわけではなくて、当初公募を始めた段階で募集まで至らない段階では、Aグループに3社、Bグループに3社、合計6社分の希望がございました。そのうちの1社は、A、B両方とも希望していたため5社でしたが、9月10日に施設の見学会を行いまして、最

終的な募集締め切り時では、A、Bそれぞれに1社ずつからとなったという流れになってございます。

○加藤教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案ごとにお諮り申し上げます。第51号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、第52号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第2 報告事項

### (1) 平成30年度文京区一般会計歳入歳出決算(教育局)について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

初めに、「平成30年度文京区一般会計歳入歳出決算(教育局)について」、この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、平成30年度文京区一般会計歳入歳出決算について、ご報告申し上げます。こちらは定例議会でご承認いただきました平成30年度文京区一般会計歳入歳出決算のうち教育局の分に当たるものについて、その概要を説明するものでございます。

なお、教育センターの事業の一部については、民生費で執行する事業がございますので、児童青少年課と2つに分けて資料を作成しております。

下にページが振ってございますので、そのページに従って説明をさせていただきます。

まず1ページ、教育費の歳入の決算でございます。歳入の決算総額は収入済額の一番下、28億1494万5028円でございます。予算現額につきましては、28億4263万4147円に対するものでございまして、収入率については99%でございます。その主な内容でございますが、12款の使用料及び手数料が1億3188万5166円。右側には主な事業を記載しております。こちらにつきましては、幼稚園の保育料や校舎の使用料でございます。

続いて2ページをご覧ください。こちらは民生費の部分でございます。歳入総額につきましては、6億8202万5768円でございます。収入率については100%でございます。歳入の主な事項につい

ては、11 款、分担金及び負担金で、育成室の保護者負担金等でございます。18 款の諸収入は社会保険料の納付金あるいは児童発達支援事業利用料等でございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。教育費の歳入決算でございます。総額は 181 億 9380 万 5842 円でございます。予算現額の 186 億 2463 万 9000 円に対して、執行率は 97.7%でございます。主な不用額については下の枠の中に記載をしてございます。

歳出の主なものでございますが、1 項の教育総務費が 73 億 3449 万 4976 円でございます。こちらは職員の給与費、学校施設建設整備基金積立等でございます。2 項の学校教育費は、92 億 1790 万 9599 円でございます。学校や幼稚園の管理運営費あるいは教育指導費、学校給食費等でございます。3 項、校外施設費は 1 億 6422 万 8764 円でございます。八ヶ岳高原学園の管理費、移動教室の事業費、こちらは八ヶ岳高原、魚沼といったものでございます。4 項の社会教育費は 7994 万 4800 円でございます。青少年事業ですとか、PTA 育成あるいは文化財の保護という内容でございます。5 項、図書館の経費は 13 億 9722 万 7703 円でございます。

続いて 4 ページをご覧ください。民生費の歳出決算でございます。1 項の社会福祉費が 8417 万 3035 円。青少年対策事業ですとか、青少年プラザ運営経費でございます。2 項の心身障害者福祉費は 2 億 7038 万 6220 円。児童発達支援事業あるいは相談事業、スターティング・ストロング・プロジェクト事業等の支出でございます。3 項、児童福祉費は 11 億 9376 万 2309 円、こちらは児童館・育成室の施設整備費あるいは管理費、学童保育事業等にかかった経費でございます。

続いて 5 ページをご覧ください。文京区の一般会計と教育局の合計を比較した表でございます。その中の 30 年度をご覧ください。30 年度の教育費における歳出総額につきましては、181 億 9380 万 5842 円と先ほど申し上げたとおりでございます。これを文京区の全体の歳出で見ますと、981 億 2989 万 2989 万 5342 円でございます。区全体に占める教育関係の歳出といたしましては、19%でございます。昨年度が 18%ございましたので、1%ほど伸びているところでございます。

資料第 1 号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

## (2) 令和 2 年度重点施策について

○加藤教育長 それでは、続きまして、資料第 2 号「令和 2 年度重点施策について」、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 続きまして、資料第2号、令和2年度重点施策について、教育推進部の説明をさせていただきます。

1「重点施策の位置付け」でございます。令和2年度予算編成において重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として設定をするものでございます。

2「重点施策の選定方法」につきましては、記載のとおりでございます。

3が、「重点施策の一覧」でございます。令和2年度重点施策で教育にかかわるものについては、14事業でございます。この中で特に新年度とレベルアップした事業についてご説明をさせていただきます。

まず、1「グローバル人材育成事業」、これはレベルアップでございます。国際社会で必要とされるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学校において「GTEC Junior」を導入するとともに、外国人英語指導員（ALT）の配置を拡充するというものでございます。

2「不登校予防プロジェクト」、こちらはレベルアップでございます。不登校の未然防止や早期発見、早期対応を推進するため、区内大学との協働による学級集団アセスメントの実施学年を拡大するほか、スクールカウンセラーなどの配置拡充を図り、不登校を生まない教育環境を整備するというものでございます。

3「教職員の行う庶務事務の効率化」、こちらは新規でございます。勤怠管理を含む教職員向けの庶務事務システムを新たに導入し、教職員の在校時間の把握、校務の効率化を図ることで、教職員の働き方改革を進めるものでございます。

裏面をお願いいたします。7「千駄木小学校等改築」、こちらは新規でございます。老朽化した千駄木小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図る。また、大規模災害に応じた避難所機能等を整備するというものでございます。

その下の8「小日向台町小学校等改築」、こちらも新規でございます。老朽化した小日向台町小学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図る。また、大規模災害に応じた避難所機能等を整備するというものでございます。

飛びまして13「小学校の教室増対策」でございます。こちらはレベルアップでございます。大塚小学校の増築を行うなど、年少人口の動向に注視し、小学校の教室増設を行うというものでございます。

資料第2号については、以上でございます。

**○加藤教育長** この件について、ご意見、ご質問いただく前に、こちらはあしたの庁議で区長部局から報告があり正式決定になりますので、きょうは、こういったことをあした出しますという報告になります。これで決定ということではなく、あしたの庁議で正式に決定されるという前提の資料になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

**○坪井委員** 2点あります。

3の教職員の行う庶務事務の効率化ということで、これまでもご説明いただいておりますが、どういう形の働き方改革のための予算なのかというのを教えていただきというのが1点です。

2点目は、継続している改築のときの予算のとり方ですが、1年目の工事が終わるところまでをその年度内の予算として立てていくのか、その辺の立て方を教えてください。

**○教育指導課長** 庶務事務ですが、例えば文京区役所の場合、出勤したときに押印するとか、出張するときに紙に書いて押印して上司に申請するとか、そういうものはなくて、全てパソコン上で申請をして決裁を完了するというところです。単にそれが決裁をしたということではなくて、1カ月を見たときに、その職員がどんな残業状況であるとか、そういったものが全て把握できる場所がございます。

一方、学校は、今年出勤時と退勤時にICカードを押すことで、1日何時間学校にいたかということとはわかるようになったわけですが、いまだに、それとは別に出勤簿に押印するとか、全て紙ベースでやりとりをしております。それが全部副校長の事務になってしまって、集計も手作業でやるという状況がございます。この庶務事務システムを入れることでそうしたものが区役所と同様の電子化になるということと、1カ月自分がどれくらい働き過ぎているとか、そういったことも教員本人が一目瞭然で確認できますので、そういったことが働き方改革につながってまいりますし、副校長の業務はかなり改善されるというところがございます。

**○教育推進部副参事** 改築関係の予算でございますが、委員お尋ねのとおり、単年度ごとの計上になってございます。当然全体の工事自体はもっとかかるものですが、単年度でしっかりとカウントしていくという考え方で、区役所の会計が単年度ごとということもございますので、そのような仕組みになってございます。

**○坪井委員** その年度の完成する予定の工事のところまでという意味なんですか。

**○加藤教育長** 予算上は債務負担行為で全体を出しているでしょう。その点を説明してください。



○学務課長 予算上は工事全体の金額で予算をとって、それを年度ごとに、このくらい工程が終わっているという前提のもと予算を立てていくんですけども、予算と実際の工事は少しずつ出てきますので、実際の支払いに関しては、そこから何%終わったというところで払っていきます。最終的には当初契約した金額を変更がなければ払っていくという形になります。年度年度押さえていきながら、実態の何%終わっているという部分の払い方をするという形になります。

○小川委員 先ほどの教職員の働き方改革にかかわってくるところです。その事務をパソコン上でできるようにするということが計上されているということですが、令和2年度だけではないですけども、今後継続してこういった取り組みを予算化していく予定なのか。とりあえず1年やってみて、しばらく様子見てまた継続的な投資は後みたいな感じになっているのか、様子がわかれば教えていただければと思います。

○教育指導課長 これはあくまでも勤怠管理のシステムの開発になります。当然その次の年からは運用していく予算がかかるということになりますが、働き方改革の中ではこれは一部ですので、それ以外の部分も、しっかり予算確保しながらやってまいります。そのときに、例えば教員が1日学校にどれくらいいるかというのも、当然基礎資料になってきますので、そういった資料も活用しながら効果的な施策をまた考えていくというところでございます。

○教育総務課長 詳細については、今、教育指導課長が申し上げたとおりでございますけれども、教育職員の働き方については、長時間労働が社会問題化しているという現状もございまして、私ども、こういったことだけではなくて、既に今年度についてもいろいろな事業に着手してございます。例えば先ほど出た副校長を初めとした教職員が本来の授業に専念できるように、事務的な仕事については、事務員の週当たりの時間数を増加することによるとか、今度、留守番電話を導入いたしまして、勤務時間が終わった後に、そういったことを考慮して在校するというものをなるべくなくすとか、そういったさまざまな取り組みを既に着手して行っているところでございます。

今般、こういった重点のほうで予算化したものについては、システム関係ということでございまして、働き方改革については、しっかりと不断に見直しをして推進していかなければいけないという認識でございます。

○加藤教育長 いろんな方策をとっているという形です。

ほかはよろしいでしょうか。

### (3) 文京区教育委員会教育指針の策定について

○加藤教育長 資料第3号「文京区教育委員会教育指針の策定について」、お願いします。

○教育総務課長 先ほどのところで途中お話し申し上げたところでございますけれども、改めまして、資料第3号「文京区教育委員会教育指針の策定について」、ご説明をさせていただきます。

1「趣旨」は、教育委員会では教育ビジョンの実現を目指しまして、総合的に教育施策を推進しているところでございます。

新学習指導要領が来年度から小学校で、また再来年度から中学校で全面実施されます。また、社会の変化を見据えた新たな学びが始まることとなっております。また、ICT事業の一層の進展ですとか、区内年少人口の増加傾向など区を取り巻く社会状況の変化が見込まれており、変化の速い時代への確に対応し、さらに迅速かつ柔軟に教育課題の解決に努めることが必要であるという認識でございます。このため教育委員会では、教育の施策全体の方向性を示すものとして教育指針を策定するものでございます。今後この教育指針にのっとり施策を実施するとともに、毎年度推進すべき施策を教育委員会主要施策として定め、時宜に即した施策を着実に実施したいと考えております。

なお、重要性、緊急性の高い主要課題については、(仮称)「文の京」総合戦略と整合を図り、財政的な裏づけを伴い、実効性を担保しながら施策を推進してまいりたいと考えております。

2「教育指針の位置づけ」でございますが、教育ビジョンがあり、教育目標があり、そして今般の教育指針ということで、教育委員会主要施策(毎年度)ということでありまして。教育指針のところで戦略シート(主要課題)を上げていくという形で位置づけをしております。

2枚目のA3横の「教育委員会教育指針」でございます。先ほどの総合教育会議のほうでご説明いたしましたが、文京の教育に関する研究会の研究結果を土台にして、視点4「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」を新たな視点として加えるものでございます。今までの視点1、視点2、視点3に総合的に関連づけるというイメージを持ってございます。

この視点1、視点2、視点3につきましては、その時代に即して若干の字句の修正、訂正などもして、今の時期に即したものにしているところでございます。

資料第3号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 それでは、この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 これは我々も議論しながら進めてきた内容だと思います。そして、「新しい未来の創り手」をつくっていくということになっているわけですが、現場の先生への落とし込みはどうやって行うんですか。

○教育総務課長 視点4、新たな教育の視点をつくるときには、それぞれの園長先生、小・中学校の校長先生が研究グループの委員としておりますので、そういった園長先生、校長先生から現場の意見を十分にいただきながらそういった形で私どもとしては議論してきたという経緯がございます。現場の意見ということについても、十分に私どもとしては対応しているという認識でございます。

○田嶋委員 現場の意見を取り入れるのはいいことだとは思いますが、管理職の人がだめとか、そういうことでもなく、新しいAIのことや言語技術やコミュニケーションのことは、専門家の方たちの力をかりないと、もしかしたら足りない部分があるんじゃないかと思うんですけど。

○教育総務課長 まさにそのとおりでございます。さまざまな施策とか事業につきましては、今後ということですが、例えば仮に考えられる事例といたしまして、視点4の(1)の①「コミュニケーション能力に富み、他者と協働する力や自律的に判断する力、自己実現を図る力などを身につける教育活動を進めます」につきましては、既に着手もしているところでございます。コミュニケーションとかプレゼンテーションといったところに非常にたけた民間の方のお力もいただきながら、こういった事業のほうは進めていくところでございますので、今、委員おっしゃたような形のものには十分に留意しつつ推進していきたいという考えています。

○加藤教育長 検討するに当たっても、東京大学の先生など専門の方のご意見をいただきながらやったというその部分をちょっと。

○教育総務課長 今、私のほうから述べましたとおり、委員の構成といたしまして、座長、副座長それぞれ、教育とかSDGs、ESDなどの専門的な知見のある学識経験者の方をお迎えいたしまして、専門的な知見などもしっかりと意見としていただき、議論して進めてきたところでございます。

○田嶋委員 教えていらっしゃる先生たちがこのことを理解して教えるかどうかになると思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○教育総務課長 特に、副座長の先生は、東京都の教育委員もなされている方で、議論の端々に、学識経験者の理論だけだと現場のほうで困ってしまうので、教育の現場としてどういうことがいいのであろうかということなどを常に意見として出していただいて、そういったしっかりした配慮もいただきながら議論を進めてきたところでございます。

○加藤教育長 ほかにはいかがでしょうか。この件はよろしいでしょうか。

#### (4) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について

○加藤教育長 次に、資料第4号「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、資料第4号に基づきまして、文京区少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について、ご報告申し上げます。

本年度の評価につきましては、一次評価のみでございます。

1「指定管理者」は、軽井沢フード株式会社でございます。評価につきましては、1ページおめくりいただきまして、裏面の2ページをご覧ください。教育推進部に設置した指定管理者評価検討会におきまして、一次評価を行ったところでございます。評価といたしまして、80点満点中69点、評価についてはB、すぐれているという評価でございます。

3ページ以降につきましては、評価の報告書でございます。昨年度も同様な評価であり、サービス向上の有効性、経費の効率性、管理運営の適正性、全て高評価でございました。

報告は以上です。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 割と特殊なところでの管理をしなければいけないというところで、1社しかなかったんでしょうか。

○学務課長 今回は2年目の評価になりますけれども、指定管理者に応募する際には、2社来ておりまして、そこから選んだという形になってございます。

○田嶋委員 2社をちゃんとこの形で評価して、こちらのほうがいいからここに決まったということですか。

○加藤教育長 選ぶときは2社が来て、選んだ1社に、実際やっていただいて、そのやっていただいたものの評価ということなんです。

○坪井委員 こういう施設の評価に関して、利用した子どもたちのアンケートみたいなものをとることはあるんですか。

○学務課長 利用者アンケートの中に、子どもたちのご意見も入っておりますので、ちゃんとっております。

○加藤教育長 この件はよろしいでしょうか。

#### (5) 魚沼移動教室及びに岩井臨海学校の今後について

○加藤教育長 資料第5号「魚沼移動教室及び岩井臨海学校の今後について」、報告をお願いします。

す。

○学務課長 続きまして、資料第5号に基づきまして、魚沼移動教室及び岩井臨海学校の今後について、ご報告申し上げます。

まず1「経過」でございます。魚沼移動教室及び岩井臨海学校につきましては、そのあり方につきまして、教育委員会事務局と小学校校長会代表者により、あり方検討会を開催し、検討結果がまとめられました。その後、本年7月の議会、9月には保護者にこれまでの検討過程を報告するとともに、今後の方向性について、さらなる検討を行い、検討結果を取りまとめたものでございます。

次に、2「検討結果」でございます。

(1) 魚沼移動教室につきましては、現在の宿泊施設を変更し、尾瀬ハイキングのかわりに、現在の3泊4日から、2泊3日に変更し、新プログラムとして実施することといたします。

(2) 岩井臨海学校につきましては、本年度をもって廃止いたします。来年度に新たに文京区と協定等を締結している自治体と協働し、自然体験教室を実施いたします。

裏面をご覧ください。夏季自然体験教室についての資料でございます。福山市以下の5自治体からは、自然体験教室の受け入れの回答をいただき、現在さらなる細かい調整をしているところでございます。対象者は区立小学6年生を今検討しております。また、以前より議会から、岩井で募集型の臨海学校のようなことはできないかというお話がございましたので、最終欄に書いてあります民間事業者で他の区の実績のある事業者がございましたので、そこと今、募集型の臨海学校について調整しているところでございます。

前ページにお戻りください。3「校外学習の見直し」でございます。記載のとおり、小・中学校の校外学習全体として今後検討してまいります。

最後に4「今後の予定」でございますが、記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○加藤教育長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 今後の予定の12月に保護者への周知と書かれていますが、具体的にはこういった形で保護者へ周知されるのか、決まっていたら教えてください。

○学務課長 デリケートなところでございますので、今回、丁寧に周知をしていきたいと思っております。また、周知につきましては、学校長から直接お話をさせていただけるように、今後、調整してまいりたいと思っております。

○坪井委員 魚沼の尾瀬ハイキングが中止になった理由を教えてください。

○学務課長 尾瀬のハイキングにつきましては、まず宿泊施設から、すぐ近くに奥只見湖のダムがありますが、そのダムに行って、そこから40分ぐらい船に乗っていきます。船に乗った後、バスに乗って1時間ほど山の上のほうに行きます。そこからハイキングが始まるという状況でございます。宿舎を出てから1時間半かけてハイキングをしに行くというこのルートについて、まず最初の遊覧船に乗った時点で船酔いしてしまう子とか、その後バスに1時間山道に乗っていきますので、そこで体力を奪われてしまう子どもも結構いるということで、ハイキングまでたどり着かないというのものもあるという現状を聞いております。

そういったこともございまして、今回、尾瀬ハイキングはちょっと環境的に厳しいということ。今、ハイキングをするために、奥只見湖の近くの宿泊施設を借りていますが、子どもたちがふえていく現状の中、その宿舎に入り切らないという事情もございまして、尾瀬ハイキングを継続していくことは困難だということで、今回、廃止ということに変更し、違った形でプログラムを継続していきたいと考えております。

○坪井委員 それはやむを得ないと思いますが、自然体験活動の機会の確保ということで、日にちが1泊減って、尾瀬という美しい場所に行くことがなくなる。それで自然体験活動の機会の確保ということは十分できることなんでしょうか。

○学務課長 そのほかにも、銀山平キャンプ場というところも近くにありますので、今度の宿泊を予定しているところからそこまでの距離は近いものです。私もこの間行ってきましたが、このぐらい大きなイワナがいたり、バーベキューができたりといった施設もございまして、そういった意味でも自然体験はできるものと考えております。

○坪井委員 裏にある体験教室ですが、これは6年生がそれぞれ希望を出して、希望したところに行けるというシステムなわけですね。文京区内の6年生の人数が、例えば80×3で240名ということになるんでしょうが、全部足して6年生の全員が行けるような人数になるんでしょうか。それから、費用がどうなるのか。費用もいろいろ大きくなると思うんですが、それはどうなるのかというあたりを教えてください。

○学務課長 まず、人数につきましては、ことし岩井臨海学校に行った人数が約1000人ぐらいでございます。児童数は全部で、小学校6年生は1400人ぐらいです。今1000名ぐらいが行っているという状況でございます。全部足すと820なんですけれども、人数がこれ以上多くなった場合には、この中で対応していただけるところもございまして、仮にことし行ったぐらいのお子さんが行きたいという話になれば、そこは対応できると考えております。

費用につきましては、今まで岩井臨海学校につきましては、宿泊費の半分を区が補助、残りは交通費及びかかる実費ということで保護者負担という形になっておりました。今回、こちらにつきましては、これから協議を進めていくところでございますが、区としても補助はしていきたいと考えております。ただ、旅行代金が、今までより距離も遠いということもございまして、例えば飛行機で行ったりする場所もあれば、バスで行けるところ、または新幹線で行くところもございまして、費用の面については、バラバラにはなりますが、区としての補助という観点からは、今後調整してまいりたいと思っております。今まで行っていた岩井よりは高くなることはご理解いただきたいと考えています。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (6) 平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

○加藤教育長 それでは、続きまして、資料第6号「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」、教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長 資料第6号によりまして、平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告をさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。「暴力行為」については、上段が件数、括弧の中が発生した学校の割合となります。大きなけがにつながるものはございませんでした。また、東京都は現時点で公表されておりませんので、斜線としております。

一番下のところをご覧ください。小学校では、遊びの中でルール違反や、相手を怒らせる言葉があったことの延長から暴力行為につながるケースがあったところでございます。中学校は、ふざけ合いがエスカレートし、腹を立て、気持ちがおさまらずに暴力行為に及ぶケースがあったということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ、「いじめ」についてでございます。小学校は、平成30年度は17校で126件が認知されました。中学校は9校で23件が認知されたところでございます。

中段よりやや下に説明がございました。

小学校は、そのうち116件、92%が解消をしております。中学校は、18件が解消となり、この解消した割合は昨年度よりも高くなっております。小学校は、いじめの認知件数が昨年度より47件増加しておりますけれども、この理由といたしましては、アンケート等いじめの実態把握の取り組みや、教員向けの研修の実施により、教員も児童もいじめに対する意識が高まったということが考え

られます。さらに、学級担任に相談をした件数が前年度よりも 51 件増加したことから、児童が担任を初め、周りの大人に相談することの大切さを認識していると同時に、児童と担任等との人間関係が良好であると言えます。

解消率が 92%であることから、いじめを認知した後は、各学校において丁寧に対応し、解決に導いている状況がございます。未然防止の取り組みはそこにあるとおりですけれども、hyper-QUをさらに効果的に活用してまいりたいところでございます。

いじめ問題の対応については、小・中学校ともに、早期発見、早期対応を大切に、毎月行われている生活指導主任の研修会、ちようどきょうも行われておりますけれども、そこで報告される情報を教育指導課としても注視しながら適時、学校や教育センター等と連携して対応してまいります。

続きまして、3 ページ、「長期欠席」についてでございます。平成 30 年度間に連続または断続して 30 日以上欠席した児童・生徒数の集計となっております。上段が人数で、下段が長期欠席者数全体に占める割合を示しております。

長期欠席者数、平成 30 年度は、小学が 152 名、中学校は 127 名、小・中学校ともに増加をしております。理由別に見ると、病気につきましては、小学校が 21 名、中学校が 14 名。経済的理由につきましては、小・中学校ともにゼロでございます。不登校につきましては、小学校が 73 名、中学校が 107 名。小学校は増加ですけれども、中学校は減少をしております。詳細については、後ほど触れさせていただきます。その他につきましては、小学校 58 名、中学校が 6 名で、これは小・中学校ともに増加をしております。その他の小学校で多い理由といたしましては、保護者の教育に関する考え方というのがございまして、特にインターナショナルスクールに通う児童が多く見られるところでございます。

4 「不登校」についてでございます。小学校は平成 29 年度と比べますと増加しております。平成 30 年度の不登校 73 名のうち、25 名は復帰をしており、継続した登校には至らないものの、変化の見られる児童もいると聞いております。中学校は、平成 29 年度と比べますと、減少をしております。30 年度の 107 名のうち、67 名は前年度からの引き続きで、小学校と同様に長期化の傾向が見られます。なお、107 名中 24 名は復帰しており、小学校と同様、復帰まではいきませんが変化の見られる生徒もいるところでございます。

不登校の要因といたしましては、小学校では家庭にかかる状況が最も多く、次にいじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振が多い状況でございます。全国的にも本区と同様な傾向が見られるところでございます。



中学校では学業の不振が最も多く、次いで家庭にかかる状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題が挙げられております。学業の不振が最も多い状況は本区の特徴ということになります。

不登校への対応でございますけれども、教育センターの適応指導教室(ふれあい教室)への通室、スクールカウンセラーによる全員面接や、不登校対応チームによる学校訪問など、学校、家庭、関係機関が連携して常に対応しているところでございます。

また、家庭と子どもの支援員の配置による家庭訪問や登校支援やスクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒及び保護者への支援なども行っているところでございます。

その他、不登校支援文京区モデルを策定し、スクールカウンセラーの有効活用、欠席日数による対応マニュアル、校内ケース会議でのSSWの活用等に取り組んでいるところでございます。

ご報告は以上になります。

**○加藤教育長** この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**○小川委員** 長期欠席の小学校のその他 58 という数字ですが、長期欠席の理由に「保護者の教育の考え方」(インターナショナルスクールを含む)というのは、そういう方がいるんだなということは、事実として受けとめますけれども、その他具体例の中に、無理解、無関心、家族の介護、家事手伝いということもこの 58 の中に含めるといふふうに入っています。この 58 の中でインターナショナルスクールに通っている子が 58 なのか。そうではなくて、この中のどのくらいがインターナショナルスクールで、実際には家族の介護とか家の手伝いで学校に来れない子が本当にいるのかどうかということがわかれば教えていただきたい。

**○教育指導課長** インターナショナルスクールですが、この 58 名のうち大体 4 分の 3 というところでございます。その他のところに、例えば家族の介護とか家事手伝いということが例示されておりますが、これは定義でございまして、本区においてはそういったところは特にはないというところでございます。個別にはあれですが、親子関係とか、そういったところが残りの 4 分の 1 というところでございます。

**○坪井委員** いじめの関係です。報道されているところによりますと、いじめを解消するというこの手段として、いじめていると言われた加害者と被害者を担任が呼んで、事情を聞いた上で握手をさせるということで解消というふうにかウントしている事案が結構あるかのように報道されました。

さらに、解消率というものを出すがために、教員がそうした安易な形で、双方謝らせて解消したと認定するというケースがふえているんじゃないかという報道に接したことがありますが、当区で

はそのようなことはないでしょうか。私のやった事案では、握手をさせて、教員が「これで終わったね」と言って、後の報復としてのいじめのほうはずっと深刻になっていくというケースもありました。そうしたことについて、現場ではどうなっているか伺いたいですけど。

**○教育指導課長** いじめの解消につきましては、一定程度解消されたという状況でも継続して観察をして3カ月間その後いじめにかかわるような行動が見られなかったということで初めて解消しておりますので、握手をしたからその場で解消ということはないということです。3カ月終わったら全然見ないということではなくて、引き続きしっかり継続して見ているということでございます。

あとは、解消のさせ方は、いじめというのが、要は被害者のお子さんがどういうふうに感じているかということを中心に対応してまいりますので、余り大ごとにしなくても解決するようなケースはございますけれども、解消率を上げるために握手をさせるということではなくて、1つ1つの事案を丁寧に聞き取って、対応しているということでございます。

**○坪井委員** 文京区では、重大事案に至った事案はなかったということですか。第三者委員会が立ち上がるようなケースはなかったんでしょうか。

**○教育指導課長** 平成30年度でございますけれども、保護者のほうから、不登校になっているのはいじめが原因であるというご主張がございまして、1件、そうした会議体を立ち上げて検討したことがございます。

**○坪井委員** その結果、第三者委員会の報告は出て、ご了解はいただいているんでしょうか。

**○教育指導課長** その委員会の中で報告書の作成は現在終わっていますが、保護者の方とはその内容についてはまだご了解を得られていないところでございます。

**○田嶋委員** 暴力行為で、学校管理下以外なんですけど、それはどうやって把握するんですか。本人の申告、それとも警察が見つけたとか、どういうことになるのか教えてください。

**○教育指導課長** そこまで深刻なことではなくて、見ていた方から学校に連絡があったり、友達等から次の日報告があるというケースがほとんどであります。

**○坪井委員** これも後の参考資料の中で報告があるかもしれないんですが、あくまで1つの提案として、ご検討いただきたいということです。スクールソーシャルワーカーの活用について、関西のほうの市でスクールソーシャルワーカーが、教育委員会に常駐しているのではなくて、常に学校に常駐しているという話を聞きました。そうしますと、教員の中にスクールソーシャルワーカーが常にいる。1校に1人とはいかないかもしれませんが、中学校区ごとに1名のスクールソーシャルワーカーが配置され、区域の小学校も担当するらしいです。

そうすると、常に学校の中の状況が先生たちからもわかるし、子どもたちの状況もわかる。もちろんいじめや何かもそうでしょうが、虐待も含めて、スクールソーシャルワーカーが常駐することによって、情報収集が早く、機関連携もコーディネートがしやすくて、非常に効果が上がっているという報告を聞いたばかりなんです。そういう何かがあったら派遣するというのではなくて、学校常駐型のソーシャルワーカーの使い方といいますか、方向性はあり得ないのでしょうか。

○教育センター所長 先ほど重点のレベルアップのところでもご説明をさせていただきましたけれども、不登校予防モデル事業ということで、学級満足度モデル校において今年度からスクールソーシャルワーカーの配置型を小・中1校ずつ、週1日ではありますけれども、実施をしてございます。また、来年度のレベルアップの中でそのところはぜひ広げてまいりたいと考えているところでございます。

○坪井委員 小・中1校ずつ、モデル。

○教育センター所長 現時点では、小・中1校ずつですけれども、来年度に向けて、またそちらを広げていきたいと検討している段階でございます。

○坪井委員 小・中1校ずつ行って、ほかの中学、小学校は派遣型になっているということですか。

○教育センター所長 そうです。

○坪井委員 常駐型になったときにどのような活用があり得て、どのような効果があったかも教えていただいて、進めていただけるものならぜひ進めていただく方向でお願いしたいなと思います。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (7) 育成室の設置について

○加藤教育長 それでは、続きまして、資料第7号「育成室の設置について」、児童青少年課長、お願いします。

○児童青少年課長 それでは、資料第7号をご覧ください。育成室の設置につきましてご報告申し上げます。

まず「経緯」といたしましては、文京区の児童数が増加してございまして、それに伴いまして育成室の利用者数も増加しております。一部、待機児童が発生しているところもございまして。特に今後待機児童が多く発生すると予測されています白山地区及び根津地区に暫定的な育成室の整備を行うものでございます。

整備する施設につきまして、まず1つ目が、これはあくまで仮称になりますが、根津臨時育成室、

所在地は根津2-20-7、ちょうど不忍通りふれあい館の3階になります。定員は20名程度。開設期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までと予定してございます。

2つ目が誠之第二育成室。白山1-29。これは白山東会館の隣地という形になります。定員が40名程度。期間につきましては、令和2年7月中旬から令和5年3月31日を予定してございます。

「開設日時」ですが、開設日は月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び年末年始は除くという形になってございます。開設時間につきましては、学校のある日は下校時から18時30分まで。学校が休みの日、長期休業日、夏休みとか冬休み等は、月曜日から金曜日につきましては、8時15分から18時30分。振替休日、これは月曜日から金曜日の中の振替休日につきましては、8時30分から18時30分まで。土曜日につきましては、8時30分から17時までとなっております。

なお、2ページ、3ページ目に各施設の概要をつけてございますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これは区立なんですか。それとも、やはり指定管理者が。

○児童青少年課長 こちらは区立になりますが、運営は民間に委託するという形になります。

○小川委員 開設期間が限定的になっていますが、これは新しくまた別のところを建てる予定なので、限定的になっているのかどうか教えてください。

○児童青少年課長 まず、根津臨時育成室は、もともと不忍通りふれあい館の3階は、地域の方が印刷室として使っていたところでございます。春から、根津地域に子どもがふえているということがございましたので、育成室に適する物件等を探したんですが、なかなか見つからないということでした。したがって、令和2年度中に文林中学校の中に1つ育成室を整備する予定でございます。令和2年度中に整備をして、令和3年の4月にオープンする間のつなぎということで、今回の根津臨時育成室をつくらせていただく。ただ、根津臨時育成室の子どもを文林に行かせるということではなくて、育成室につきましては、学区域みたいに通室区域が決められてございますので、通室区域を見直すことによって、例えば汐見の子を文林に行っていただいて、根津の汐見に近い子を汐見に振ってとかいった形でできるだけ子どもを吸収していきたいと考えてございます。

あと、誠之第二育成室につきましては、近隣の誠之小学校が今改築中で、そこに育成室を2つつく予定になってございますので、それが完成した暁には、学校内はより安全ということもございますので、そちらに移転をするという形になってございます。

○坪井委員 民間に委託するという事は、またこれを募集して、審査してということがこれから行われるということになるわけですね。

余り言いたくないけど、育成室の費用の支払いに関して今年度問題がありました。そういうのが再発しないような施策は既に講じられているということで大丈夫でしょうか。

○児童青少年課長 その点につきましては、当然児童青少年課もやってございますし、文京区のシステマ的にもそこに対応したシステムで今後やっていくという形になってございます。

○加藤教育長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (8) 文京区立千石児童館の指定管理者の評価結果について

○加藤教育長 それでは、資料第8号「文京区立千石児童館の指定管理者の評価結果について」、児童青少年課長。

○児童青少年課長 資料8号をご覧ください。文京区立千石児童館の指定管理者の評価結果について、ご報告申し上げます。

文京区立千石児童館の30年度運営実績につきまして、今回は一次評価、二次に評価を実施してございます。

まず、指定管理者につきましては、株式会社日本保育サービス。

管理運営施設につきましては、文京区立千石児童館1施設となっております。

評価の過程につきましては、教育推進部児童青少年課内に設置しました指定管理者評価検討委員会において一次評価を行い、その後学識経験者等の外部委員2名を含む指定管理者評価委員会において評価検討会の評価の適性を確認し、区としての最終的な二次評価を行ったものでございます。

実際行いましたタイムスケジュールとしては、令和元年の7月に一次評価、令和元年度10月に二次に評価となっております。

評価結果につきましては、裏面をご覧ください。評価検討会につきましては一次評価、評価委員会につきましても二次評価ということでおおむね適正というご判断をいただいております。

評価の詳細につきましては、おつけしました報告書をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

報告は以上になります。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 おおむね適正な評価だと思えますが、6ページにあります「サービス向上の有効性」

のエリアで、普通、配点は4点のところは3点というのが多く見られるところです。配点が8点で4点とか、8点で3点というところが、ほかの評価項目と比べると、満点にほど遠い感じの点数がついています。この辺はどうなっちゃったのかというのと、今後これについてどう改善される予定なのかを教えてください。

○**児童青少年課長** 配点8点というのは、評価については4段階評価の中の傾斜という形になっていますので、例えば⑤配点は8点、評価点4、得点8になってございますので、これについては、それぞれが4点として評価したものを倍掛けして、8点として認定をしているという形になります。8点の中で4点しか取れなかったということではなくて、もともと4段階評価の中の点数で、区としてここは重要だというものにつきましたは、ある程度傾斜をかけて数字をつくっております。⑦につきましたは、本来であれば、評価点としては満点の4点なんですけれども、そこが3点しか取れなかったので、2倍して6点という形になったということです。

○**坪井委員** おおむね了とするけれども、経費の効率性に関しては2点がついているということで、その辺の心配は大丈夫なんですか。

○**児童青少年課長** このところは我々、評価検討会でも議論になったところなんですけど、ここについて、事業者のほうに話を聞かせていただいたところ、当初事業者が人件費として予定しているよりもより大きな額を投下していたという形がございまして、そこの理由は、人材派遣を使っていたということでした。やはり今は人材派遣のほうが経費がかさんでしまうということで、実は29年度のときも、ここは若干あふれていた。そこはこちらから一言かせていただいて、今年度については、人材派遣をやめてちゃんと非常勤で人は確保できましたということですので、そこについては、一定抑制されますので、今年度については多分大丈夫だろうと思います。

○**加藤教育長** よろしいでしょうか。

#### (9) 文京区立図書館の指定管理者の評価結果について

○**加藤教育長** それでは、続きまして、資料第9号「文京区立図書館の指定管理者の評価結果について」、真砂中央図書館長、お願いします。

○**真砂中央図書館長** 先ほど差しかえをお願いいたしました資料第9号に基づきまして、文京区立図書館の指定管理者の評価結果をご報告いたします。

図書館の指定管理制度は、平成22年度から実施しておりますけれども、今回、昨年度、平成30年度の指定管理運営実績についての評価でございます。

まず、1「指定管理者」は、株式会社図書館流通センターとヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体でございます。

2の管理している施設につきましては、図書館流通センターが小石川図書館外4施設、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の本郷図書館外3施設となっております。

3「評価の経過」でございます。ことしの7月、教育推進部に設置いたしました指定管理者評価検討会において評価を行ったものでございます。なお、文京区の指定管理者運営マニュアルにおいて、指定管理期間が5年の場合は、指定管理者が3年目以外は二次評価を行いませんので、今回の評価は4年目となりますので、一次評価のみということです。

裏面をご覧ください。評価結果でございます。図書館流通センターの分野評価は、サービスの向上の有効性がB、経費の効率性がC、管理運営の適正性がC、総合評価はCでございます。

なお、事業の改善性は、昨年度の評価において指摘事項がなかったため、評価の対象外となっております。

次に、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の分野評価でございます。サービス向上の有効性がB、経費の効率性がC、管理運営の適正性がC、業務の改善性がC、総合評価もCでございます。

別紙となっておりますのは、評価検討会で作成いたしました評価報告書でございます。

2社ございまして、まず図書館流通センターでございます。こちらは、ページ数を振ってございませんで申しわけございません。表紙を1ページ目としまして、8ページ目にございます(2)「総合評価」と書いてございます。図書館流通センターは、老朽化した施設の中での図書館運営のための対応など、施設面において厳しい状況のもと、来館目的に対する利用者の満足度が88%に達したことが評価されております。また、各種事業や学校図書館支援への取り組み等も評価され、総合評価は76点中60点、評価はCで、区が求めた要求をおおむね満たしているところでございます。

そこから3ページ先の11ページからは、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の評価報告書になってございます。

その表紙から18ページ目をご覧ください。こちらがヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の総合評価でございます。来館目的に対する利用者の満足度が87%に達したことが評価され、また各館の特性や地域性を生かした自主事業が利用者増となっているということで評価をされております。

一方、貸し出し実績等は児童資料を除き伸び悩んでおりまして、新規登録も減少にあり、さらなる努力を期待しているところであり、総合評価は88点中68点、評価はCで、おおむね区が求めた要求を満たしているところでございます。

報告は以上でございます。

○加藤教育長 こちらの件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○真砂中央図書館長 先ほど資料第10号におきまして、坪井委員より、図書館の人員規模についてご質問いただいております。今手元の資料から割り出しますと、それぞれA、Bグループ、平成30年度の要員でございます。カウンターの人数ではないんですけれども、Aグループが109人、Bグループ110人、合計いたしまして、219人でございます。

○坪井委員 Aグループ、5館で109名の職員が働いているという意味ですか。

○真砂中央図書館長 要員として。

○坪井委員 毎日20人がいるわけではないということですね。

○真砂中央図書館長 毎日必ずこの109人が出ているというわけではなく、交代でということになります。

○坪井委員 今の人数を聞いて人件費を見てみましたが、図書館流通センターの収支状況の人件費は、27年は4億2400万、30年が2億8900万と、激減しているんですけど、同じ館の職員で人件費が今の人数で激減しているんですか。

○真砂中央図書館長 A、Bそれぞれのグループとも業者は変わってございませんので、同じ業者の中での人件費の通した数字ということになってございます。

○加藤教育長 何か理由があるんですか。

○真砂中央図書館長 平成27年度から学校図書館支援の要員であるとか、一時的にこの金額が出たかと思いますが、事業者の内部努力ではないかと、少々お待ちください。

○教育推進部長 多分、27、28年度は、本社経費の部分が人件費の中に全部入っていたんだと思います。29年度からは本社経費にも分けて書くようになった結果ではないかと思います。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、用意した案件は全てでございます。

### 第3 その他の事項

○加藤教育長 その他ですけれども、その他ございますでしょうか。

○坪井委員 スクールソーシャルワーカーの現状の人数を教えてください。スクールソーシャルワーカー活動状況というふうに出ているんですが。

○教育センター所長 今年度から5名の非常勤職員がおります。昨年度まで4名でしたので、こと



しから1名増になったという状況でございます。

○加藤教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、第11回教育委員会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(15:42)

令和元年 11 月 5 日

議事録署名人

教育長

委員